

危機管理マニュアル(クマ出没対策)

2026年1月9日制定

【対象とする危機】

クマ出没

- ・学内におけるクマ出没
- ・学校周辺におけるクマ出没

【マニュアルの基本事項】

1. 目的

このマニュアルは、本学院及び本学院周辺におけるクマ出没事案が発生した場合に、学生、生徒、園児及び教職員等(以下「学生等」という。)の安全を最優先に確保するため、情報収集・伝達を速やかに行い、本学院の教育活動、学校生活、登下校における適切な対応体制を確保することを目的とする。

2. 基本方針

- (1) このマニュアルは、クマ出没の際の具体的な対応策を示し、組織体制や危機発生時から危機収束時までの基本事項は、尚絅学院大規模災害時対応に関する規程に準拠する。
- (2) 宮城県私学・公益法人課、名取市等の関係機関との連携体制を確保する。
- (3) 適切な情報提供に努める。

3. 用語定義

このマニュアルで用いる用語の定義は次の通りとする。

(1) 統括責任者

学院長、学長、校長、園長、事務局長

(2) 最高責任者

理事長

(3) 出没

クマの目撃、痕跡(足跡・爪痕・糞)、音、侵入等の事象

(4) 学院周辺

名取キャンパス、八幡キャンパス、幼稚園及び主要通学路

(5) 誘引物

生ゴミ、果樹の落果などクマを引き寄せる要因

4. 発生段階区分別行動計画

(1) 危機レベルⅠ(平常時、出没情報なし)

- ・行政等のクマ出没の情報収集を行う
- ・学院内外の安全確認を行う

- ・リスクの洗い出しを行う
- ・必要に応じて情報提供を行う
- (2) 危機レベル 2 (警戒期、学院周辺での目撃や痕跡)
 - ・誘引物となる生ごみ等を必ず扉のついた建物内に保管する
 - ・誘引物となる果実や野菜を収穫または撤去する
 - ・里山(尚綱の森)の立入禁止
 - ・サークル活動・部活動の場所を屋外から屋内へ切り替える
 - ・危険箇所付近の屋外活動を制限する
 - ・オンライン授業の検討
- (3) 危機レベル 3 (緊急期、学院内侵入)
 - ・対策本部にて情報共有と対応を協議
 - ・学生・生徒・園児の安全確保
 - ① 全員屋内へ避難し所在を確認
 - ② 登下校時の注意事項を指導
 - ③ 休校措置の検討
 - ・保護者・学生・生徒・園児への連絡
 - ① クマの目撃に関する情報提供
 - ② 学院の安全対策及び対応状況
 - ③ 登下校時の注意事項
 - ④ 保護者の送迎等について指示
 - ・関係機関への連絡

5. クマ出没事案発生時の基本的対応

(1) クマ出没事案発生時の報告

学院内におけるクマ出没事案の発生、あるいは学院周辺におけるクマ出没事案の発生を確認した場合は、速やかに所属する部局の統括責任者に報告する。報告を受けた統括責任者は、直ちに最高責任者に報告する。

(2) 対応体制の確立

最高責任者は、状況の確認を行い、全学院的な対応が必要であると判断した場合は、速やかに対策本部を設置する。

(3) 情報の収集と管理

① 収集すべき内容

ア 被害状況

- ・発生日時(クマ出没日時)
- ・クマ出没場所と状況
- ・負傷者の有無

イ 対応状況

- ・避難状況
- ・現場における医療活動等の状況

②情報の管理、分析、判断

ア 情報の管理

- ・情報は、時系列に整理、記録するとともに、情報の集約は、第1報から終結する最終報まで継続し、対策本部内での情報共有に努める。

イ 情報の分析と判断

- ・収集した情報を総合的に分析するため対策本部を適宜開催し、クマ出没に関する情報、対応の緊急性等の分析・評価を行うとともに、以降の対応方策を検討する。
- ・分析・評価にあたっては、状況の時間的変化、空間的広がり、被害者の状況などを一覧表や図に整理して行う。

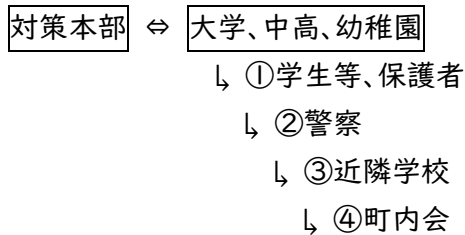
(4)情報の提供

①学生等、保護者、地域住民等関係者

- ・クマ出没事案が発生した場合、対応状況、今後の方針や見通しなどについて、できるだけ速やかに関係者に情報提供し、不安解消を図る。

6.クマ出没時の連絡体制

学院内でクマ目撃情報を把握後、部局の統括責任者から委任を受けた管理職位者が、設置学校、警察署、近隣学校等に連絡する。



<参考>

仙台市 HP (ツキノワグマ対策について)

<https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/shizen/petto/yase/higai/tsukinowaguma.html>

宮城県 HP (クマ目撃情報)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/r7kuma.html>